

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年7月)

1. 開催日時 令和6年7月25日(木)
午後1時30分から午後2時23分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人 (5番 安部健司 12番 藤川利文 17番 江本康治)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 12人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 5人 (山口泰範 河野敏信 住友武司 吉田 健 天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第21号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
 第6 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和6年7月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は5番 安部委員、12番 藤川委員、17番 江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員12名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、4番 久保委員、8番 河野委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第21号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
報告事項(1) 農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議 長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく
お願い致します。

議 長 それでは、議第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第19号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は鴨島町中島字谷ノ上で、地目は台帳、現況共に田、面積は119㎡です。

譲渡人は、高齢のため申請地を管理できず、譲受人との間で売買の話がまとまったとのことでした。

譲受人は、申請地に自家消費用のザクロを植えるそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、原田でございます。事務局から説明があったとおりで、引き続いて果樹園として利用していくということで、何ら問題無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第19号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第19号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。申請地の所在は川島町川島字春日北で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は261㎡です。

譲渡人は、高齢のため農地管理に苦慮しており、申請地東の農地を居宅建築用地として譲受人に売却することが既に許可されています。この度、申請地も譲ることになり、譲受人は自家消費用の野菜を作りたいとのことでした。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

15番 　松本でございます。さきほど、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は、高齢で申請地をここ数年間耕作放棄地にしています。この度、譲受人が二人の子どもさんの食育と家族の為の安心安全の野菜、果物を栽培する家庭菜園地として購入するとのことでした。休耕地の解消と農地の保全となり何ら問題ないと思っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第19号2番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第19号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。位置図については、資料3です。申請地の所在は川島町学字北久保で、地目は台帳、現況共に畑、面積は966㎡です。譲受人は申請地を以前から借り受けて耕作しており、この度、譲渡人との間で売買の話がまとまったとのことでした。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保

委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。事務局からの説明のとおりで何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第19号3番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第19号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 次に、議第19号4番の地上権の設定ですが、これは営農型太陽光発電についてであり、議第20号9番の使用貸借権を設定する一時転用の更新申請と関連していますので一括審議致します。なお、この案件は、徳島県農業会議への諮問案件となります。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は1頁から2頁の4番及び4頁の9番になります。5筆ございます。位置図については、資料4と5です。

議第19号4番、議第20号9番とも農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部農地では耕作を継続する営農型太陽光発電についてで、この案件は令和3年からの許可期間が満了するために、今回は更新ということになります。議第19号4番は、農地上部に太陽光パネルを設置するための空中地上権の設定、議第20号9番は農地に設置する支柱部分の一時転用許可申請となっております。

申請地の所在は、山川町諏訪外4筆、地目は、台帳が田、現況が畑、農用地区域内農地の第1種農地となります。5筆の合計面積は、6,060㎡で、この内、3条関係では、太陽光パネル下部の面積2,924.7㎡が空中区分地上権の設定面積になります。また、5条関係では、太陽光パネルの架台支柱部分の面積2.61㎡が一時転用申請の更新面積になり、いずれも期間は3年間の許可申請となっております。

下部農地では、引き続き飼料用レンゲ草の作付け、販売による営農となり、過去3年間の収量は、周辺の通常栽培時の概ね8割超となっております。なお、近所で畜産を営む個人との間で牧草の売買契約を結び、販路を確保しています。施設と農地の管理については、

周辺農地への影響も特にはなく適正に行われていると考えられます。
その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりで、現状は何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第19号4番の地上権の設定及び議第20号9番の使用貸借権を設定する一時転用の更新申請につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号4番及び議第20号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第19号4番及び議第20号9番につきましては、許可することに決定いたしました。
なお、この案件は、徳島県農業会議へ諮問いたします。

議 長 　続きまして、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書2頁をご覧ください。5番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は山川町前川で、地目は台帳、現況共に田、面積は1,427㎡です。

譲受人家族は申請地を以前から耕作しており、この度、売買の話がまとまったとのこと。取得後は、ブロッコリーの作付けを考えているとのこと。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、本日は欠席されていますが、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果について事前に連絡があったとのこと。事務局からお願いします。

事務局 安部委員からは、この案件については特に問題はないとのことでした。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第19号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第19号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、6番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は山川町宮地で、地目は台帳が田、現況は畑、面積は250㎡です。
譲受人は、申請地北側に居宅を建築予定で、隣接している申請地を家庭菜園用に購入することになったようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。いま、事務局から説明があったとおりで何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第19号6番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第19号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、7番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は山川町村雲で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は886㎡です。
譲渡人は、高齢で農地の管理が困難になり、申請地を譲受人に売却することになったとのこと。譲受人は農地取得後はミカンを作付けする予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 3番、真相です。現地調査の結果、事務局から説明があったとおりですので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第19号7番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第19号7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、1番から3番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び4番の売買による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3頁をご覧ください。まず、1番と2番を一括して説明いたします。位置図については、資料9です。

なお、今回から太陽光発電施設の設置計画概要も別紙で配布させていただいておりますので、そちらも適宜ご参照ください。

申請地の所在は、鴨島町敷地字壱町地の3筆で、地目は、台帳、現況共に1番が畑、2番が田、面積は1番は597㎡、2番の2筆合計面積は1,600㎡でございます。

農用地区分は、全て農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で、後継者もないので農地の維持管理が困難になり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

事務局

続きまして3番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字長原、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,463㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢のため農地の維持管理が難しくなり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

事務局

続きまして4番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字中筋、地目は、台帳が宅地、現況が畑、面積は529.5㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は申請地を相続しましたが、県外在住で管理ができず、休耕状態でしたが、この度、居宅を建築する土地を探していた譲受人へ売却することになったようです。

計画概要は、2階建て住宅、建築面積93.78㎡を建築する計画で、事業費は借入資金6,000万円を予定しています。

土地の造成については、申請地は、現状で隣接する市道とほぼ同じ高さなので、大きな盛土はなく、整地後にコンクリート敷き及び砂利敷きとする予定です。

境界には道路と既設コンクリート擁壁が存在するため、土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は南側の市道の側溝に流します。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。現地調査の結果と補足説明をさせていただきます。

1番2番の申請地につきましては、これまで県外在住の息子さん夫婦が帰郷して少しの間耕作をしていましたが、事情により耕作ができなくなり、雑草駆除等を依頼して管理していましたが、この度太陽光発電施設用地として譲渡する話がまとまったようでございます。周辺農地への影響は特にないかと思われま。

3番の申請地は、地域の奥まった場所にある農地ですけれども、譲渡人は高齢のため、管理する農地を減らしているようで、この度太陽光発電用地として売却することになりました。譲受人は隣接民家への説明も済ませており周辺農地への影響も特にないかと思われま。

4番の申請地は神社境内に隣接する用地でございますが、この申請の台帳地目は宅地となっており、現況農地として管理をしていたようですけれども、現在は耕作放棄地となっております。この譲渡の話がまとまったようでございまして、耕作放棄地が解消され特に問題ないかと思われま。4件のご審議、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番から3番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び4番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号1番から4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号1番から4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きます、5番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料12です。
申請地の所在は、鴨島町喜来字源斗、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,178㎡でございます。
農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、維持管理が困難で、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

1番 1番、大塚です。先日、現地調査を行いました結果、特段問題点はありません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号5番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、6番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。
事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料13です。
申請地の所在は、川島町山田字中須賀、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,000㎡でございます。
農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢のため農地の維持管理が困難で、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

- 16番 16番、阿部です。現地につきましては住宅地に隣接している荒廃地であり、常時雑草が生い茂っている状態となっています。この度太陽光発電施設にすることによって、環境的には改善されるものと思われま。許可やむを得ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号6番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号6番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第20号6番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議長 続きまして、7番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書4頁をご覧ください。7番でございます。位置図については、資料14です。
申請地の所在は、山川町忌部、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,004㎡でございます。
農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。
譲渡人は、相続した農地の維持管理が難しくなっており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。
計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議長 続きまして、本日は欠席されていますが、担当委員の12番、藤川委員から、事前に本案件の現地調査の結果について連絡があったそうです。事務局からお願いします。
- 事務局 藤川委員からは、この案件については、特に問題はないとのことでした。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号7番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請についま

して、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第20号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号7番につきま
しては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、8番の売買による太陽光発電施設用地のための転用
申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料15です。
申請地の所在は、山川町宮北、地目は、台帳、現況共に田、面積
は779㎡でございます。
農用地区分は、農用区域外農地の第2種農地でございます。
譲渡人は、申請地を相続しましたが、自ら耕作することができず、
管理に苦慮し、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人
に譲り渡すことになったようです。
計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺
の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましても、許
可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、10番、川端委員の方から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、川端です。譲渡人は、父親が亡くなりまして、自分では
耕作ができないということで、太陽光発電施設用地として売却する
ことになりました。何も問題ないと思っておりますので、ご審議の程、よ
ろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20
号8番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきま
して、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第20号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号8番につきま

しては許可することに決定いたしました。

議 長 先ほど9番は終了しましたので、続いて10番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 10番でございます。位置図については、資料16です。
申請地の所在は、山川町町、地目は、台帳、現況共に畑、面積は836㎡でございます。
農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理が難しくなり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。
計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましても、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

3番 3番、真相です。事務局の説明どおりで問題ないと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号10番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきましても、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第20号10番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号10番につきましても許可することに決定いたしました。

続きまして、11番の使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 11番でございます。位置図については、資料17です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は493.6㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
貸人は借人の妻の父であり、現在市外在住の借人が、妻の実家近くの申請地を借り受け居宅を新築するものです。

計画概要は、平屋建て住宅、建築面積111.79㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,000万円を予定しています。

土地の造成については、不陸整正後に砕石により30cm程盛土し、東側市道と高さを合わせます。境界には道路と新設及び既設擁壁が存在するため、周辺農地への土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は合併浄化槽を經由して既に同意を得ております川田耕地整理土地改良区の水路に流し、雨水は敷地内で地下浸透させる予定です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、南園でございます。位置図を見ていただきますと現地の近くに借人の妻の実家がございます。実家の近くに新築するということでは話がまとまったようでございます。現地調査時に親御さんと借人ご夫婦と面談してきました。近隣の方とお話ししましたところ、耕作放棄地で雑草が生えているよりは、若い家族が来てくれると人口も増えて賑やかになるということではございました。問題はないと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、11番の使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号11番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号11番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きます、議第21号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第21号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の5頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。位置図については資料18です。
所在は、鴨島町山路字宮ノ南、地目は台帳は畑、現況は雑種地、面積は627㎡でございます。

こちらは過去に居宅新築のため転用申請があり、既に許可が出ていましたが、事情により建築ができず、造成後、そのまま放置され現在に至っております。固定資産税の課税状況により20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、原田委員の方から、補足説明をお願いします。

11番 　　11番、原田でございます。ただいま、事務局から説明があったとおりでございますので、何ら問題はないと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第21号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第21号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　　異議なしということでございますので、議第21号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　　続きまして、2番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 　　2番でございます。位置図については資料9です。
所在は、鴨島町敷地字八反地、地目は台帳が畑、現況は宅地、面積は451㎡でございます。

申請人の申告では、住宅建て替え工事中に、隣の農地に仮住まい用の住宅を建てたとのことです。

申請地は隣接地と共に宅地として長年一体利用されており、申請人より提出された、平成15年4月6日に撮影された航空写真により、申請地が農地ではなく宅地として利用されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員

の方から、補足説明をお願いします。

8 番 8 番、河野です。内容については、事務局説明のとおりでございます。この建物も建築後かなりの年数が経っておりまして非農地として認めざるを得ないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第 2 1 号 2 番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第 2 1 号 2 番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第 2 1 号 2 番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から 2 週間以内に回答するものであります。

議案書の 6 頁をご覧ください。1 番でございます。

照会地の所在は、鴨島町喜来字出口、地目は、台帳、現況共に畑、面積は 57㎡でございます。照会地は、市街化区域で令和 5 年 5 月 10 日に宅地の拡張目的で転用届出済みでございましたので、その旨を、令和 6 年 7 月 5 日付けで回答したものでございます。

2 番でございます。5 筆でございます。

照会地の所在は、山川町山神と石堂、地目は、台帳、現況共に山神は畑、石堂は田、合計面積は 1,191㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、1 筆は梅の木が植えられており管理もされていますが、残り 4 筆は既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和 6 年 7 月 5 日付けでその旨回答したものでございます。

3 番でございます。6 頁から 7 頁にかけて 5 筆でございます。

照会地の所在は、山川町榎谷、地目は、台帳、現況共に畑及び田、合計面積は3,152.51㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、こちらも既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年7月8日付けで回答したものでございます。

○報告事項（2）農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が2件4筆、使用貸借権の合意解約が4件6筆、でございます。

以上でございます。

議長 報告事項（1）から（2）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○農業振興地域からの除外綴りについて
○全国農業新聞について
○農地パトロールについて

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 （終了時刻 午後2時23分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記